



山形県公報

平成26年10月31日（金）
第2593号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1177

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（みどり自然課）…1178
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（ 同 ）…1181
- 昭和39年3月県告示第227号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）… 同
- 昭和39年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）…1182
- 昭和49年10月県告示第1603号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）…1183
- 昭和49年10月県告示第1604号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）…1184
- 昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）…1185
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…1186
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…1188
- 民有保安林指定の解除の予定……………（林業振興課）… 同
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…1189

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管 財 課）… 同
- 平成25年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（監 査 委 員）…1190

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第62号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

|          |                                                |                                                                                                                                               |   |
|----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 第199条の表中 | 山形県障がい者<br>介護給付費等及<br>び障がい児通所<br>給付費等不服審<br>査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的<br>に支援するための法律第97条第1項の規<br>定による市町村の介護給付費等に係る処<br>分に対する不服の審査及び児童福祉法第<br>56条の5の5第1項の規定による障害児<br>通所給付費等に係る処分に対する不服の<br>審査に関する事 | を |
|----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                                                |                                                                                                                       |       |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 山形県障がい者<br>介護給付費等及<br>び障がい児通所<br>給付費等不服審<br>査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等に係る処分に対する不服の審査に関する事 | に改める。 |
| 山形県指定難病<br>審査会                                 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関する審査に関する事                                                |       |

## 附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第922号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 愛宕山鳥獣保護区（山形市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
愛宕山鳥獣保護区は、山形市市街地の東側に位置する丘陵地帯にあり、区域内にある盃山のアベマキ林は北限地となっており、シジミチョウ類の生息地として知られているほか、沼辺沼周辺は都市公園として整備され、地元住民が自然に親しむ場として利用されている。  
区域内は、コナラやミズナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・アカマツ林等が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼等を含む変化に富んだ地域で、特別天然記念物のニホンカモシカやニホンツキノワグマといった大型獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 2 (1) 名 称 東沢公園鳥獣保護区（村山市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
東沢公園鳥獣保護区は、村山市の東側にある標高1,015メートルの甕岳の西側に位置し、都市公園として整備された「東沢公園」を中心とする区域である。同公園内の東沢ため池、湯沢沼、大沢貯水池等の池沼には、マガモやカルガモ等が多く飛来し、一年を通じて、地域住民が自然に親しむことができる地域と

なっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 3 (1) 名 称 八向山鳥獣保護区（新庄市、最上郡戸沢村）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
八向山鳥獣保護区は、新庄市と戸沢村の境界に位置し、標高206メートルの八向山を中心とした区域である。周囲三方を最上川、鮭川、升形川に囲まれ、スギ・アカマツ林等針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼、草地を含んだ変化に富んだ地域で、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ、キジ、ヤマドリ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 4 (1) 名 称 金山鳥獣保護区（最上郡金山町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
金山鳥獣保護区は、金山町中心部の東側に位置し、標高417メートルの通称北の沢山を中心とした区域で、周囲には金山川等の河川が流れており、植生はスギ等の針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめ、ニホンリス、ホンドタヌキ、キジ、ヤマドリ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 5 (1) 名 称 小国鳥獣保護区（西置賜郡小国町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ニホンツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。  
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 6 (1) 名 称 白川鳥獣保護区（西置賜郡飯豊町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

白川鳥獣保護区は、飯豊町の中央部に位置し、周囲を標高500～600メートル前後の山々に囲まれた白川湖を中心とする区域である。コナラ、ミズナラ等の広葉樹林を主体に、スギ、アカマツ等の針葉樹林が混在し、白川湖とあわせて、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 7 (1) 名称 岡山・井岡鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

岡山・井岡鳥獣保護区は、鶴岡市の市街地南西約4キロメートルの位置にあり、南側は、庄内海浜県立自然公園に隣接している。周囲を水田と住宅地に囲まれる中に、コナラ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林が混在し、カルガモ、キジ等森林鳥獣にとって貴重な地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 8 (1) 名称 金峰鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

金峰鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高458メートルの金峰山を中心とした緩やかな地形が続いている里山地域である。植生はコナラ群落、ブナ・ミズナラ群落、ブナ・チシマザサ群落等の自然植生が中心であるが、一部金峰神社の関係で、アカマツ群落、スギ植林等も見られ豊かな自然環境である。そのため、カッコウ、キジバト、ニホンカモシカをはじめとする多様な鳥獣が生息している。また、鶴岡市郊外に位置していることにより、山岳宗教の霊山とされていた金峰山には新緑や紅葉の季節には多くの人ハイキングや登山に訪れるなど、一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 9 (1) 名称 高館山鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

高館山鳥獣保護区は、鶴岡市の西側に位置する庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高274メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、鳥獣の生息に適した良好な植生となっており、トウホクノウサギ、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥獣相が見られるとともに、オジロワシ、オオワシ等の希少鳥類

の生息も確認されているため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場として確保していく必要がある。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 10 (1) 名 称 清川鳥獣保護区（東田川郡庄内町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針
- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的
- 清川鳥獣保護区は、庄内町の北部に位置し、最上川と立谷沢川の合流点に隣接し、植生はスギ、アカマツを主体とした常緑針葉樹林となっている。清川地区の集落に隣接し、清河神社、御諸皇子神社のほか、清河八郎記念館など地域住民の憩いの場として活用されている地域であるとともに、カケスやヤマドリ等身近な鳥類を観察しながら自然に親しむことが出来る重要な地域である。また、古くから地元住民が憩いの場として活用してきた地域であるため、銃声等による生活環境の悪化等により、豊かで身近な鳥獣の生息が損なわれることを防ぐ必要がある。
- このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第923号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、小国鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 小国鳥獣保護区特別保護地区  
2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで  
4 保護に関する指針
- (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的
- 小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ニホンツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。
- 特に、当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、険しい地形でブナ、ナラなどが自然林の状態にあり、鳥獣の生息に適した環境となっている。
- このため、小国鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

#### 山形県告示第924号

昭和39年3月県告示第227号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。  
第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

小国鳥獣保護区は、小国町の中心部から南西側に位置し、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ、カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ニホンツキノワグマやニホンカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

### 山形県告示第925号

昭和39年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

愛宕山鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

愛宕山鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

愛宕山鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

愛宕山鳥獣保護区は、山形市市街地の東側に位置する丘陵地帯にあり、区域内にある盃山のアベマキ林は北限地となっており、シジミチョウ類の生息地として知られているほか、沼辺沼周辺は都市公園として整備され、地元住民が自然に親しむ場として利用されている。

区域内は、コナラやミズナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・アカマツ林等が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼等を含む変化に富んだ地域で、特別天然記念物のニホンカモシカやニホンツキノワグマといった大型獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

東沢公園鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

東沢公園鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

東沢公園鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

東沢公園鳥獣保護区は、村山市の東側にある標高1,015メートルの甌岳の西側に位置し、都市公園として整備された「東沢公園」を中心とする区域である。同公園内の東沢ため池、湯沢沼、大沢貯水池等の池沼には、マガモやカルガモ等が多く飛来し、一年を通じて、地域住民が自然に親しむことができる地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

金山鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

金山鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

金山鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

金山鳥獣保護区は、金山町中心部の東側に位置し、標高417メートルの通称北の沢山を中心とした区域で、周囲には金山川等の河川が流れており、植生はスギ等の針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめ、ニホンリス、ホンダタヌキ、キジ、ヤマドリ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

八向山鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

八向山鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成

36年10月31日まで」に改める。

八向山鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

八向山鳥獣保護区は、新庄市と戸沢村の境界に位置し、標高206メートルの八向山を中心とした区域である。周囲三方を最上川、鮭川、升形川に囲まれ、スギ・アカマツ林等針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼、草地を含んだ変化に富んだ地域で、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ、キジ、ヤマドリ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

金峰鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

金峰鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

金峰鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

金峰鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高458メートルの金峰山を中心にした緩やかな地形が続いている里山地域である。植生はコナラ群落、ブナーミズナラ群落、ブナーチシマザサ群落等の自然植生が中心であるが、一部金峰神社の関係で、アカマツ群落、スギ植林等も見られ豊かな自然環境である。そのため、カッコウ、キジバト、ニホンカモシカをはじめとする多様な鳥獣が生息している。また、鶴岡市郊外に位置していることにより、山岳宗教の霊山とされていた金峰山には新緑や紅葉の季節には多くの人がハイキングや登山に訪れるなど、一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

清川鳥獣保護区の項第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

清川鳥獣保護区の項第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

清川鳥獣保護区の項第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

清川鳥獣保護区は、庄内町の北部に位置し、最上川と立谷沢川の合流点に隣接し、植生はスギ、アカマツを主体とした常緑針葉樹林となっている。清川地区の集落に隣接し、清河神社、御諸皇子神社のほか、清河八郎記念館など地域住民の憩いの場として活用されている地域であるとともに、カケスやヤマドリ等身近な鳥類を観察しながら自然に親しむことが出来る重要な地域である。また、古くから地元住民が憩いの場として活用してきた地域であるため、銃声等による生活環境の悪化等により、豊かで身近な鳥獣の生息が損なわれることを防ぐ必要がある。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 山形県告示第926号

昭和49年10月県告示第1603号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

白川鳥獣保護区は、飯豊町の中央部に位置し、周囲を標高500～600メートル前後の山々に囲まれた白川湖を中心とする区域である。コナラ、ミズナラ等の広葉樹林を主体に、スギ、アカマツ等の針葉樹林が混在し、白川湖とあわせて、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等森林鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第927号

昭和49年10月県告示第1604号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。  
平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

第3項中「平成16年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改める。

第4項第2号を次のように改める。

##### (2) 鳥獣保護区の指定目的

岡山・井岡鳥獣保護区は、鶴岡市の市街地南西約4キロメートルの位置にあり、南側は、庄内海浜県立自然公園に隣接している。周囲を水田と住宅地に囲まれる中に、コナラ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林が混在し、カルガモ、キジ等森林鳥獣にとって貴重な地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第928号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。  
平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第4項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成20年11月1日から平成26年10月31日まで」を「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

##### ロ 鳥獣保護区の指定目的

高館山鳥獣保護区は、鶴岡市の西側に位置する庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高274メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、鳥獣の生息に適した良好な植生となっており、トウホクノウサギ、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥獣相が見られるとともに、オジロワシ、オオワシ等の希少鳥類の生息も確認されているため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場として確保していく必要がある。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第929号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------------------------------|----------|-------------|
| うさみ調剤薬局            | 株式会社マーケティング・トレジャー<br>西村山郡河北町谷地月山堂165番地の7          | 居宅療養管理指導 | 平成26. 7. 25 |
| デイサービスゆたか          | 株式会社Physical Condition Yamagata<br>山形市宮町四丁目21番20号 | 通所介護     | 同 9. 19     |
| デイサービス「ほづみの森」      | ハイジアインもりや株式会社<br>山形市穂積68番地7                       | 通所介護     | 同 10. 16    |

## 山形県告示第930号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類          | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------------------------------|------------------|-------------|
| うさみ調剤薬局              | 株式会社マーケティング・トレジャー<br>西村山郡河北町谷地月山堂165番地の7          | 介護予防居宅療養<br>管理指導 | 平成26. 7. 25 |
| 陵東デイサービスセンター         | 一般社団法人陵東福祉会<br>寒河江市本町二丁目10番40号                    | 介護予防通所介護         | 同 9. 1      |
| デイサービスゆたか            | 株式会社Physical Condition Yamagata<br>山形市宮町四丁目21番20号 | 介護予防通所介護         | 同 9. 19     |
| デイサービス「ほづみの森」        | ハイジインもりや株式会社<br>山形市穂積68番地7                        | 介護予防通所介護         | 同 10. 16    |

## 山形県告示第931号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|----------------------------------|----------|-------------|
| 公益社団法人山形県看護協会      | 訪問看護ステーションベにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 訪 問 看 護  | 平成26. 8. 31 |
| 公益社団法人山形県看護協会      | 訪問看護ステーションベにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 居宅療養管理指導 | 同           |
| 公益社団法人山形県看護協会      | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 訪 問 看 護  | 同           |
| 公益社団法人山形県看護協会      | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 居宅療養管理指導 | 同           |
| 株式会社ケアウェル          | さわばた<br>西村山郡河北町谷地戊1260番地         | 通 所 介 護  | 同           |

## 山形県告示第932号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類          | 廃止年月日       |
|----------------------|----------------------------------|------------------|-------------|
| 公益社団法人山形県看護協会        | 訪問看護ステーションベにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 介護予防訪問看護         | 平成26. 8. 31 |
| 公益社団法人山形県看護協会        | 訪問看護ステーションベにばな<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 介護予防居宅療養<br>管理指導 | 同           |
| 公益社団法人山形県看護協会        | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 介護予防訪問看護         | 同           |

|               |                                  |                  |   |
|---------------|----------------------------------|------------------|---|
| 公益社団法人山形県看護協会 | 訪問看護ステーション小白川<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | 介護予防居宅療養<br>管理指導 | 同 |
|---------------|----------------------------------|------------------|---|

## 山形県告示第933号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成26年10月21日次のとおり通知があった。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成26年11月5日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

同

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鏡31番地3

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）

鶴岡市民田字代家田100番1号

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）

同

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）

同

社会福祉法人山形虹の会

デイサービスかけはし

同

社会福祉法人山形虹の会

グループホームかけはし

同

社会福祉法人山形虹の会

山形虹の会訪問入浴サービス

同

|                                             |   |                    |
|---------------------------------------------|---|--------------------|
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし                  | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし                | 同 | 民田字代家田99番1号        |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館               | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき                   |   | 酒田市中町三丁目3番18号      |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」                 | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                           | 同 | 中町三丁目4番12号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                             | 同 | 中町三丁目5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                    | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                     | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち                | 同 |                    |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院              | 同 | あきほ町30番地           |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター      | 同 | 千石町二丁目3番20号        |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                     |   | 山形市沖町79番地1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院                  | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                        | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス              | 同 | 旅籠町一丁目7番23号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ホームヘルパーステーション               | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい                | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                       | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち        | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                    | 同 | 富神前48番5号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所                 |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院    | 山形市桜町2番68号      |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院    | 同 長町二丁目10番56号   |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院  | 天童市鎌田一丁目7番1号    |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号      |
| 社会医療法人二本松会<br>上山病院     | 上山市金谷字下河原1370番地 |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市坂野辺新田字地続山973番地の4
- 3 認可年月日  
平成26年10月22日

## 山形県告示第935号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町比子字下モ山1の3から1の8まで・1の10から1の42まで・1の44から1の61まで・1の63から1の65まで・1の67から1の70まで・1の72・1の214・1の218（以上67筆について次の図に示す部分に限る。）、菅里字十里塚2の13・2の16・2の18・2の19・2の21・2の23・2の25・2の27・2の29・2の31・2の33・2の36・2の37・2の39・2の42・2の44から2の46まで・2の50・2の51・2の54・2の55・2の66・2の67・2の69・2の72・2の73・2の75・2の78・2の80・2の81・2の83・2の85・2の87・2の89・2の92・2の94・2の95・2の98・2の99・2の101・2の103・2の105・2の107・2の109・2の112・2の113・2の115・2の116・2の119・2の121・2の124・2の467（以上53筆について次の図に示す部分に限る。）、字菅野南山1の1・1の4・1の7・1の75・1の84・1の126・1の167・1の169・1の170・1の176・1の203・1の260・1の271・1の288・1の307・8の41・67・159の1（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、1の12、1の163、1の171、1の188、1の194、1の202、1の207、1の208、1の258、3の6、3の12、3の54、3の56、藤崎字下モ山88の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第936号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第323号
- 2 指定の場所 南陽市栲塚字辻ノ前893番の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長54.08メートル
- 4 指定年月日 平成26年10月22日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                                 | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                                                             | 予定価格       |
|-----------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>1階12号、13号会議室 | 平成26年11月26日（水）<br>午前11時   | 鶴岡市羽黒町細谷字升ノ内143番2<br>宅地（実測）54.22平方メートル<br>（公簿）54.77平方メートル                                                            | 267,000円   |
|                                                     | 平成26年11月26日（水）<br>午後3時    | 酒田市白ヶ沢字池田通115番1<br>宅地（実測）44.06平方メートル<br>（公簿）43.57平方メートル<br>酒田市白ヶ沢字池田通115番4<br>宅地（実測）243.91平方メートル<br>（公簿）241.17平方メートル | 885,000円   |
|                                                     | 平成26年11月26日（水）<br>午後1時30分 | 鶴岡市大山三丁目28番51<br>宅地 321.45平方メートル                                                                                     | 2,870,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                  | 場 所                                             | 日 時                      |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 鶴岡市羽黒町細谷字升ノ内143番2<br>宅地（実測）54.22平方メートル<br>（公簿）54.77平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>1階12号、13号会議室 | 平成26年11月4日（火）<br>午後1時30分 |
| 酒田市白ヶ沢字池田通115番1<br>宅地（実測）44.06平方メートル<br>（公簿）43.57平方メートル   |                                                 |                          |
| 酒田市白ヶ沢字池田通115番4<br>宅地（実測）243.91平方メートル<br>（公簿）241.17平方メートル |                                                 |                          |
| 鶴岡市大山三丁目28番51<br>宅地 321.45平方メートル                          |                                                 |                          |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年7月から同年8月までに実施した平成25年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月31日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

1 山形県公立大学法人

監査実施年月日 平成26年8月27日

担当監査委員 児玉 太

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                 | 団 体 の 目 的                                                                                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 666,800,000円 | 基本財産の現在額<br>666,800,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、短期大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身に付け、着実に社会を支える女性の人材を育成するとともに、地域に根ざした短期大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的発展に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

- 2 公立大学法人 山形県立保健医療大学  
 監査実施年月日 平成26年 8 月27日  
 担当監査委員 坂本 貴美雄、会田 稔夫

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,797,400,000円 | 基本財産の現在額<br>2,797,400,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

- 3 地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構  
 監査実施年月日 平成26年 7 月24日  
 担当監査委員 会田 稔夫

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6,409,344,307円 | 基本財産の現在額<br>12,381,263,678円<br>県の出資割合 51.8% | 地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。 |

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補 助 金 の 名 称             | 補助対象事業費     | 補 助 金 額    | 補 助 の 目 的                                        |
|-------------------------|-------------|------------|--------------------------------------------------|
| 山形県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 | 5,179,094円  | 5,000,000円 | 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が行うがん診療連携拠点病院機能強化事業に対し補助する。 |
| 山形県小児救急医療支援事業費補助金       | 3,135,118円  | 1,879,000円 | 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制の確保を図る事業に要する経費に対し補助する。         |
| 山形県小児二次救急医療支援事業費補助金     | 17,590,354円 | 2,190,000円 | 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制の確保を図る事業に要する経費に対し補助する。         |
| 山形県へき地医療拠点病院支援事業費補助金    | 6,590,000円  | 3,000,000円 | 地域医療支援等事業に要する経費に対し補助する。                          |
| 山形県看護師等キャリアアップ支援事業費補助金  | 7,612,134円  | 1,674,000円 | 認定看護師教育課程受講に要する経費に対して補助する。                       |
| 有機EL照明導入支援事業費補助金        | 5,029,882円  | 5,000,000円 | 有機EL照明器具の購入に要する経費に対し補助する。                        |

|                   |   |                |                                |
|-------------------|---|----------------|--------------------------------|
| 山形県・酒田市病院機構運営費負担金 | — | 1,540,895,000円 | 政策医療、病院の施設整備等に対する運営費の負担        |
| 長期借入金             | — | 36,400,000円    | 日本海総合病院の一般改修に必要な貸付             |
| 長期借入金             | — | 692,800,000円   | 日本海総合病院及び酒田医療センターの医療機器整備に必要な貸付 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 4 公益財団法人 山形県企業振興公社

監査実施年月日 平成26年8月27日

担当監査委員 児玉 太

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団 体 の 目 的                                                                              |
|--------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 458,080,000円 | 基本財産の現在額<br>593,110,000円<br>県の出資割合 77.2% | 企業経営の革新及び経営基盤の強化並びに企業活動の活性化を図るため、創業の支援、資金の貸付、設備の貸与、下請取引の斡旋、情報提供等を行い、もって本県産業の振興発展に寄与する。 |

イ 借入金の損失補償をしているものの出納その他の事務の執行状況

| 借 入 金 名    | 借 入 金 残 高   | 補 償 期 間                        | 借 入 金 の 使 途        |
|------------|-------------|--------------------------------|--------------------|
| 設備貸与事業特別会計 | 16,720,000円 | 平成20年10月21日<br>～<br>平成28年1月31日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業特別会計 | 54,872,000円 | 平成22年5月21日<br>～<br>平成29年9月30日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業特別会計 | 61,204,000円 | 平成23年5月18日<br>～<br>平成31年3月31日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業特別会計 | 57,310,000円 | 平成24年4月17日<br>～<br>平成30年3月31日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |
| 設備貸与事業特別会計 | 90,448,000円 | 平成25年4月17日<br>～<br>平成33年3月31日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 5 山形県信用保証協会

監査実施年月日 平成26年7月23日

担当監査委員 坂本 貴美雄

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                 |
|----------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 5,787,754,000円 | 基本財産の現在額<br>21,568,940,820円<br>県の出資割合 26.8% | 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証を行い、もって県内中小企業者等の経営安定と振興発展に寄与する。 |

## イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補 助 金 の 名 称       | 補助対象事業費 | 補 助 金 額      | 補 助 の 目 的                                    |
|-------------------|---------|--------------|----------------------------------------------|
| 山形県信用保証協会保証料補給補助金 | —       | 711,851,000円 | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |
| 信用保証協会保証料補給特別補助金  | —       | 65,911,000円  | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 6 公益社団法人 山形県観光物産協会

監査実施年月日 平成26年7月23日

担当監査委員 児玉 太、会田 稔夫

## (1) 監査事項

## ア 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名   | 25年度管理経費等   | 指 定 期 間                      | 業 務 の 内 容                   |
|-------------|-------------|------------------------------|-----------------------------|
| 山形県観光情報センター | 34,885,000円 | 平成24年4月1日<br>～<br>平成27年3月31日 | 観光情報センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

## イ 借入金の損失補償をしているものの出納その他の事務の執行状況

| 借 入 金 名                                                   | 借 入 金 残 高       | 補 償 期 間                       | 借 入 金 の 使 途                                        |
|-----------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------------------------------------|
| 財団法人山形県観光開発公社山形新幹線新庄延伸に係る無利子貸付事業資金融資に対する損失補償              | 7,080,800,000円  | 平成9年7月31日<br>～<br>平成29年3月31日  | 財団法人山形県観光開発公社がJR東日本に対し実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付資金   |
| 公益社団法人山形県観光物産協会が実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付事業に伴う資金融資に対する損失補償 | 10,899,373,644円 | 平成20年1月15日<br>～<br>平成29年3月31日 | 公益社団法人山形県観光物産協会がJR東日本に対し実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付資金 |

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称            | 補助対象事業費      | 補助金額        | 補助の目的                                        |
|-------------------|--------------|-------------|----------------------------------------------|
| 山形県観光物産協会補助金      | 115,079,619円 | 69,456,016円 | 県の観光と物産事業の振興、国際観光の振興及び観光施設の整備運営を図る経費に対し補助する。 |
| 山形県ソウル事務所運営活動費補助金 | 7,417,855円   | 7,416,000円  | 県の観光物産の宣伝、韓国との経済・文化交流の促進等を図る経費に対し補助する。       |
| 山形県ロケ誘致促進事業費補助金   | 12,108,267円  | 12,108,000円 | 県内における映画等のロケーション撮影の誘致を図る経費に対し補助する。           |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 7 公益財団法人 やまがた農業支援センター

監査実施年月日 平成26年8月27日

担当監査委員 坂本 貴美雄、会田 稔夫

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                    | 団体の目的                                                                                                           |
|--------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 917,055,800円 | 基本財産の現在額<br>2,147,033,642円<br>県の出資割合 42.7% | 農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。 |

イ 借入金の損失補償をしているものの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名        | 借入金残高        | 補償期間                          | 借入金の用途                 |
|-------------|--------------|-------------------------------|------------------------|
| 農地保有合理化事業資金 | 369,410,700円 | 平成15年10月8日<br>～<br>平成34年1月29日 | 農用地の買入、借入及び農業用機械の借入等資金 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 8 公益財団法人 山形県林業公社

監査実施年月日 平成26年7月23日

担当監査委員 児玉 太、会田 稔夫

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10,000,000円 | 基本財産の現在額<br>10,000,000円<br>県の出資割合 100% | 森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源かん養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。 |

## イ 借入金の損失補償をしているものの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名       | 借入金残高          | 補償期間    | 借入金の使途                |
|------------|----------------|---------|-----------------------|
| 林業基盤整備資金   | 4,429,549,000円 | 49年～55年 | 分収林事業（造林用）資金（有利子貸付）   |
| 森林整備活性化資金  | 1,632,715,000円 | 24年～30年 | 分収林事業（造林用）資金（無利子貸付）   |
| 分収林機能高度化資金 | 2,184,033,433円 | 10年～35年 | 林業経営維持資金              |
| 借換資金       | 2,269,977,915円 | 38年     | 日本政策金融公庫からの借換資金（市中銀行） |
| 経営安定資金     | 423,149,417円   | 24年     | 林業経営維持資金、施業転換資金       |

## ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称                | 補助対象事業費      | 補助金額            | 補助の目的                                    |
|-----------------------|--------------|-----------------|------------------------------------------|
| 山形県森林施業支援事業費補助金       | 114,404,121円 | 72,321,876円     | 森林資源の培養と保続を図る環境保全直接支援事業（除間伐、枝打等）に対し補助する。 |
| 山形県森林整備促進・林業等再生事業費補助金 | 62,861,394円  | 49,626,650円     | 森林整備促進・林業再生に係る除間伐、作業道整備事業等に対して補助する。      |
| 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金   | 25,953,096円  | 25,953,096円     | 日本政策金融公庫からの借入金利子の一部に対し補助する。              |
| 山形県高性能林業機械導入支援事業費補助金  | 37,964,000円  | 37,964,000円     | 高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの試行に要する経費に対し補助する。  |
| 公益財団法人山形県林業公社事業資金     | —            | 18,815,773,845円 | 林業公社が行う森林の保育及び伐採等に必要資金の貸付                |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 9 山形県土地開発公社

監査実施年月日 平成26年 8月27日

担当監査委員 坂本 貴美雄、会田 稔夫

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団体の目的                                               |
|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>30,000,000円<br>県の出資割合 100% | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

## 10 山形県道路公社

監査実施年月日 平成26年 7月23日

担当監査委員 坂本 貴美雄

## (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                 | 団体の目的                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 816,000,000円 | 基本財産の現在額<br>816,000,000円<br>県の出資割合 100% | 山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 |

イ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名         | 借入金残高          | 保証期間                          | 借入金の用途                        |
|--------------|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 山形駅西口駐車場建設資金 | 335,992,984円   | 平成10年3月26日<br>～<br>平成31年3月20日 | 山形駅西口駐車場の建設費                  |
| 山形県道路公社営業資金  | 1,504,000,000円 | 平成26年3月20日<br>～<br>平成26年4月1日  | 有料期間が終了した有料道路の債務等に係る資金（短期借入金） |

ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

| 補助金の名称     | 補助対象事業費      | 補助金額         | 補助の目的                                                                   |
|------------|--------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 山形県道路公社補助金 | 193,790,000円 | 193,790,000円 | 西吾妻有料道路の無料開放に伴う債務補填、西蔵王有料道路の一部無料開放による繰上償還及び被災者支援等のための無料開放に要する資金に対し補助する。 |

## (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。